

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、常に実効的なコーポレート・ガバナンスの実現に努め、その充実に継続的に取り組みます。また、取締役会の監督機能の更なる向上、審議の一層の充実及び経営の意思決定の迅速化を図るため、監査等委員会設置会社を採用しております。

当社は、主に次の観点からコーポレート・ガバナンスの充実に取り組みます。

- (1) 株主の権利を尊重し、平等性を確保します。
- (2) 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働します。
- (3) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保します。
- (4) 独立社外取締役及び監査等委員会が取締役候補の選解任、取締役の報酬など重要事項の検討に関与し、取締役会による業務執行に対する監督機能を実効化します。
- (5) 中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行います。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4】

当社の株主構成において海外投資家の比率は3%未満であるため、現時点においては、議決権電子行使プラットフォームの利用や英文の招集通知の作成を行っておりません。今後、必要に応じて検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、取引先との良好な取引関係を構築し、事業の円滑な推進を図るため、取引先の株式を取得し保有いたします。

保有する取引先の株式については、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等の検証を行っております。保有意義が乏しいと判断する株式については、株価や市場動向を注視しながら速やかに売却いたします。当社は全ての政策保有株式について、個社別に取引状況・経済合理性(株式の時価状況、受取配当金額)などから総合的に保有意義を確認しております。2021年2月28日を基準とした検証の結果、政策保有株式はいずれも保有方針に沿って保有していることを確認しております。

保有株式に係る議決権の行使にあたっては、当社の中長期的な企業価値の向上に資するかどうかを個別に検討し、その結果を踏まえて議案への賛否を判断いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社では、当社の役員や主要株主等との間で利益相反に係る取引を行う場合には、「取締役会規則」にしたがい、速やかに取締役会に報告させ、取締役会の承認を得る体制が整備されております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は確定給付企業年金制度を導入しており、積立金の運用に当たっては社外の運用受託機関に委託しております。運用受託機関に対しては、積立金の運用に関する基本方針および運用指針を交付するとともに、月次で運用状況のモニタリングを実施しております。また、企業年金の受益者と会社の間に生じ得る利益相反は、「タキヒヨー確定給付企業年金規約」に基づき適切に管理しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 当社は、会社法および金融商品取引法その他の法令ならびに証券取引所規則にしたがって、経営理念、経営計画、財務および業務執行に関する事項を適時適切に開示することとしております。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本方針を当社ウェブサイトを開示しております。<<https://www.takihyo.co.jp/>>

(3) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、固定報酬、賞与および株式報酬型ストックオプション(社外取締役を除く。)により構成され、会社業績を勘案し、職責や成果を反映した報酬体系としております。上記方針のもと、代表取締役、独立社外取締役及び監査等委員である取締役で構成する報酬諮問委員会が取締役の報酬に関する方針および個人別報酬の内容について検討し取締役会に勧告します。

(4) 当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針に従い、代表取締役、独立社外取締役および監査等委員である取締役で構成する指名諮問委員会での審査を経た上で、取締役候補者を取締役会で決定します。監査等委員である取締役のうち最低1名は、財務、会計に関する適切な知見を有している者としております。また、取締役の解任については、取締役会で発議し株主総会で決議します。

(5) 当社は取締役候補者の選任理由を、株主総会招集通知に開示しております。また、解任を提案する場合は、解任理由を株主総会招集通知に開示いたします。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

取締役会は、迅速かつ機動的な意思決定と取締役会による執行機関に対する監督の強化を目的として、経営に関する重要な事項を「取締役会規則」および「決裁権限規程」に定め、それらの事項を自ら判断・決定するとともに、それ以外の業務執行の意思決定については、取締役や執行役員に委任しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準および資質】

取締役会は、当社の社外取締役の独立性に関する基準(独立性基準)を定めて、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる候補者を選定するよう努めております。独立性基準は、当社ウェブサイトを開示しております。<<https://www.takihyo.co.jp/>>

【補充原則4-11-1 取締役・監査等委員会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は15名以内、監査等委員である取締役は5名以内とし、そのうち2名は独立社外取締役としております。当社の取締役会は、優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者で構成しており、取締役候補の決定に際しては、性別、年齢、国籍、技能等の多様性に配慮しております。取締役候補者は、代表取締役、独立社外取締役および監査等委員である取締役で構成する指名諮問委員会における審査を経た上で、取締役会で決定しております。

【補充原則4-11-2 取締役・監査等委員会の実効性確保のための前提条件】

社外取締役を除く取締役が他の会社の役員を兼任する場合は、取締役会がその承認を行っております。社外取締役の他社との重要な兼任状況は、招集通知および有価証券報告書を通じて、毎年開示を行っております。

【補充原則4-11-3 取締役・監査等委員会の実効性確保のための前提条件】

当社は、毎年取締役会メンバー全員の自己評価に基づき取締役会の実効性について分析・評価を行っております。社外取締役と監査等委員会はその結果を分析・評価した結果、2021年2月期においては、取締役会は開催手続、審議内容について適切に運営されていることを確認いたしました。一方で社外役員との一層の連携強化も含め、当社の経営基盤をより充実させるため、より活発な審議を進めていくことの必要性を確認いたしました。

【補充原則4-14-2 取締役のトレーニング】

当社は、取締役に対して、その役割・責務を果たし、取締役会における審議を一層活性化させるため、必要なトレーニングの機会を継続的に提供することを基本方針としております。具体的には、取締役は、2ヶ月ごとに開催するコンプライアンス委員会において、法令遵守、コーポレートガバナンス、その他経営に関する重要事項について協議を行うとともに、顧問弁護士および外部専門家を招請して、必要な専門知識の向上に努めております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主との建設的な対話を積極的に促進するため以下の方針を定めております。

- (1) 株主との対話の責任者を経営企画担当取締役としております。
- (2) 経営企画、IR、法務・コンプライアンス担当部署は、株主への情報発信および対話に当たり、説明資料および応答内容について相互に連携を図ります。
- (3) IR担当部署は、毎年、投資家説明会およびIR活動の年間スケジュールを決定し、当社ウェブサイト等で開示いたします。
- (4) IR担当部署は、投資家説明会およびIR活動等の都度、株主の意見および関心事項をとりまとめ、社長はじめ取締役に報告するとともに、投資家説明会およびIR活動に反映いたします。
- (5) 株主との対話に当たっては、その内容について、「インサイダー取引防止規程」の定めにしたがい、経営企画担当取締役は、内部情報に該当するか否かの判断を事前に行うとともに、株主間において実質的な情報格差が生じないように十分留意いたします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社キョクヨーホールディングス	2,400,000	25.85
株式会社旭洋興産	420,600	4.53
株式会社三菱UFJ銀行	258,288	2.78
第一生命保険株式会社	240,000	2.58
タキヒヨー取引先持株会	224,864	2.42
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	204,800	2.20
滝 茂夫	173,590	1.86
日本生命保険相互会社	164,992	1.77
三井住友信託銀行株式会社	120,000	1.29
株式会社中京銀行	114,480	1.23

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

2021年2月1日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社三菱UFJ銀行及びその共同保有者である三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ国際投信株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が2021年1月25日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年2月28日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

〔氏名又は名称/所有株式数/株式保有割合〕

株式会社三菱UFJ銀行/258千株/2.69%

三菱UFJ信託銀行株式会社/113千株/1.18%

三菱UFJ国際投信株式会社/31千株/0.33%

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社/83千株/0.87%

合計/487千株/5.08%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	2 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
今井 博	他の会社の出身者								△			
小笠原 剛	他の会社の出身者								△			
鷲野 直久	公認会計士											
菊間 千乃	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
今井 博		○	当社の取引先である株式会社オンワードホールディングスの出身であります、既に退職しております。	大手百貨店アパレルメーカーの取締役としての幅広い見識と豊富な経験を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任しております。また、同氏と当社との間には特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれはないことから、独立役員に指定しております。

小笠原 剛		○	当社の取引先である株式会社三菱UFJ銀行の顧問であります。	金融機関の経営者として有する幅広い見識と豊富な経営経験を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任しております。また、同氏と当社との間には特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれはないことから、独立役員に指定しております。
鷲野 直久	○	○	——	公認会計士としての専門的分野を含めた幅広い見識と豊富な実務経験を踏まえ、経営陣から独立した立場で当社の監査体制を強化していただくため、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、同氏と当社との間には特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれはないことから、独立役員に指定しております。
菊間 千乃	○	○	——	弁護士及びマスメディア関係者として有する幅広い見識と豊富な実務経験を踏まえ、経営陣から独立した立場で当社の監査体制を強化していただくため、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、同氏と当社との間には特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれはないことから、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新

監査等委員会は、株主からの委託を受け、独立した客観的な立場において、取締役の職務の執行を監査・監督し、当社の健全で持続的な成長を確保する責任を負うものとします。

「監査等委員会室」を設置し、監査等委員会を補助すべき従業員を配置するものとします。また、監査等委員会は、職務の執行に必要な場合は、業務監査セクションの所属員に職務の遂行の補助を委嘱できるものとします。「監査等委員会室」の所属員および委嘱された業務監査セクションの所属員は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)から独立して、監査等委員会の指示に従うとともに、監査等委員会から指示を受けた職務を遂行する上で必要な情報の収集権限を有するものとします。また、当該所属員の人事異動及び人事考課については、監査等委員会の事前同意を得るものとします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員会、会計監査人及び業務監査セクションは、定期(監査計画策定時、四半期レビュー終了時、期末監査終了時)にミーティングを実施し、必要に応じて意見・情報の交換を行うことで相互の連携を高めております。

監査等委員は、業務監査セクションの監査報告会に出席の他、内部監査報告書の閲覧や適時に意見・情報交換を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	7	0	3	4	0	0	社内取締役

報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	7	0	3	4	0	0	社内取締役
------------------	---------	---	---	---	---	---	---	-------

補足説明

指名諮問委員会は、取締役の選任に関する株主総会の議案の内容について、当該議案の確定前に検討し、取締役会に勧告します。また、独立性基準の内容につき、取締役会に勧告します。
報酬諮問委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等に関する方針および個人別の報酬の内容について検討し、取締役会に勧告します。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名
-------------------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外取締役を全て独立役員に指定しております。当社の独立性基準は、当社ウェブサイトに掲載しております。
<<https://www.takihyo.co.jp/>>

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明 **更新**

株式報酬型ストックオプション制度。新株予約権の目的である株式の種類及び総数については、当社普通株式35,000株を上限としております。

ストックオプションの付与対象者	その他
-----------------	-----

該当項目に関する補足説明

当社の中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高め、株主の皆さまと価値を共有することを目的とし、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）を付与対象者としております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 **更新**

報酬等の総額〔2021年2月期〕

- ・取締役7名（監査等委員及び社外取締役を除く）：148百万円
- ・監査等委員1名（社外取締役を除く）：8百万円
- ・監査役2名（社外監査役を除く）：9百万円
- ・社外役員7名：23百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、固定報酬、賞与および株式報酬型ストックオプション（社外取締役を除く。）により構成され、会社業績を勘案し、職責や成果を反映した報酬体系としております。上記方針のもと、代表取締役、独立社外取締役及び監査等委員である取締役で構成する報酬諮問委員会が取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬に関する方針および個人別報酬の内容について検討し取締役会に勧告します。
監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬と賞与で構成されており、監査等委員は、常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況、取締役の報酬等の内容及び水準等を考慮し、監査等委員の協議をもって各監査等委員が受ける報酬等の額を決定します。

【社外取締役のサポート体制】 **更新**

社外取締役(監査等委員である取締役は除く。)は、取締役会において内部統制に関する事項、会計監査等の情報を得ております。また、取締役会への出席のみならず、監査等委員である社外取締役との会合、監査等委員である社外取締役に代表取締役を加えた会合に参加し、情報交換、認識の共有を進めております。

監査等委員である社外取締役は、取締役会への出席と、常勤監査等委員である取締役が監査等委員会で、日常監査や業務監査セクションの監査結果その他についての報告を行っております。

また、業務監査セクション、監査等委員会及び会計監査人との連携については、定期的にミーティングを実施し、必要に応じて情報の交換を行うことで相互の連携を高めております。

加えて、監査等委員である社外取締役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社に対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表取締役との相互認識を深めるよう努めております。取締役会の会日に先立って取締役会の議案及び報告事項に関する資料を社外取締役に配布しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、2020年5月27日開催の第109期定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。この移行の目的は、監査等委員会が取締役(監査等委員である取締役を除く。)の選解任および報酬等についての意見陳述権を有すること、監査等委員である取締役が取締役会において議決権を有すること等により、取締役会の監督機能の実効性を高め、ガバナンス体制の一層の充実を図ることにあります。

また、取締役会の業務執行決定権限の一部を取締役へ委任することが可能になり、より迅速な経営の意思決定を行うことで、業務執行の機動性を向上させ、企業価値の更なる向上を目指します。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)は8名で、そのうち2名は社外取締役であります。監査等委員である取締役は3名で、そのうち2名は社外取締役であります。

当社は執行役員制を導入することで、意思決定及び業務執行の迅速化と取締役会の活性化を図り、取締役が担う経営に関する意思決定及び監督機能と、執行役員が担う業務執行機能を明確に分離し、更なるガバナンスの強化を図っております。また、営業政策上重要な事項について意思決定の迅速化を図るため、社長執行役員および社長執行役員が指名する者等によって構成する経営会議を定期的に開催いたします。

監査等委員会は定期に開催され、必要である時は随時開催することができ、監査方針及び監査計画に基づいて、取締役の職務執行の監査、重要書類の閲覧等の監査を行い、会計監査人や内部監査部門とも連携して、意見・情報交換を行います。

当社のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の概要は【参考資料：模式図】をご参照下さい。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記の企業統治体制のもとで、迅速な意思決定と適切な業務執行が行われており、経営監視体制も十分機能していると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日に先んじて招集通知を発送するとともに、発送に先立って、当社ホームページおよび東京証券取引所のウェブサイト当該招集通知を開示しております。
電磁的方法による議決権の行使	書面による議決権の行使に加えて、電磁的方法による議決権の行使を可能としております。
その他	株主総会の様子は、インターネットによるライブ配信を行っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に個人投資家向け説明会を実施しております。 日程につきましては、当社ホームページ(https://www.takihyo.co.jp/)にも掲載しております。 ※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、2021年2月期は開催中止。 当社ホームページに資料を掲載し、質問等は電話、メールにて受付。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年に1回、決算説明会を実施しております。 ※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、2021年2月期は開催中止。 当社ホームページに資料を掲載し、質問等は電話、メールにて受付。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ「投資家の皆さまへ」(https://www.takihyo.co.jp/ir/)には、「決算短信・決算関連資料」、「有価証券報告書」、「株主通信」などを掲載しております。 また、海外投資家に役立つよう英語によるディスクロージャーについても積極的に取り組んでおります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務セクション広報・IRチームを設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、様々なステークホルダーの利益を尊重するとともに、当社の事業活動の全てのプロセスにおいて、環境および社会の持続可能性に適切に配慮し、積極的に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	会社法および金融商品取引法その他の法令ならびに証券取引所規則にしたがって、経営理念、経営計画、財務および業務執行に関する事項を適時適切に開示いたします。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の内部統制システムに関する考え方及び体制は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は第109期から監査等委員会設置会社に移行し、取締役会の監督機能の強化によるガバナンス体制の一層の充実を図っております。
監査等委員会は常勤の監査等委員である取締役1名と、監査等委員である社外取締役2名で構成され、取締役の職務の執行の監査を行います。当社は、「信用第一」、「謙虚利中」、「客六自四」の経営哲学に基づき、業務の適正を図ってきたことに鑑み、取締役会と監査等委員会がこれらの哲学と情報を共有し、連携を図り、当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合するよう監視することにより、その適正を一層図っております。

2. 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係わる情報について、「文書管理規程」に従い適切に保存及び管理を行います。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」に基づき「統合リスク管理委員会」を設置し、その下に「統合リスク管理部」と「内部統制整備部」を置いております。
「統合リスク管理委員会」は、網羅的なリスクの洗い出し及びリスクカテゴリーごとの定量的・定性的な評価を行った結果を踏まえ、「統合リスク管理シート」を作成し、定期的に取締役会へ報告を行います。また、法務・コンプライアンスセクションを設け、法的リスクの管理を強化することとしております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

業務執行の効率性の確保は、「組織規程」、「決裁権限規程」等の業務管理諸規程に従い行うこととし、併せて、「経営会議規程」に基づき経営会議を定期的に開催し、会社の経営戦略の見直しを図ります。

5. 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「コンプライアンス規程」に基づき「コンプライアンス委員会」を設置し、従業員の事業活動に関わるコンプライアンス体制の構築、整備を推進します。業務監査セクションは、「内部監査規程」に基づきコンプライアンス体制の妥当性を監査し、従業員の事業活動の健全性を確保します。また、法令・諸規程に反する行為を早期に発見し是正することを目的として、匿名性・利便性を確保した社外相談窓口（タキヒヨーホットライン）の内部通報制度を設置することとしております。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に則った当社グループの財務報告に関する内部統制システムとしては、年度の「基本計画書」、「内部統制評価規程」及び「内部統制評価マニュアル」に基づき財務報告の信頼性に影響を与える事象を抽出・評価、不備があると判断される場合には業務プロセスの見直しを図るなどして、適正な報告を実施します。

7. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(イ) 子会社の取締役の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

「関係会社管理規程」は、子会社の取締役の職務執行に係る事項のうち、当社の取締役会の承認が必要な事項及び当社の取締役会への報告が必要な事項を定め、企業集団の総合的なリスク管理及び内部統制の強化を図ります。

(ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループ全体の一元的なリスク管理を実施するための「リスク管理規程」に基づき、当社の「統合リスク管理委員会」が上記(イ)の報告及び業務監査セクションの内部監査により集められた子会社のリスク情報をまとめ、必要に応じて当社の取締役会に報告します。

(ハ) 子会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の経営の自主性及び独立性を尊重するとともに、当社と子会社が相互に密接な連携のもと経営を円滑に遂行し、総合的な事業の発展と相乗効果を図ります。

(ニ) 子会社の取締役及び従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

業務監査セクションは「関係会社管理規程」及び「内部監査規程」に基づき子会社の内部監査を行い、子会社のコンプライアンス体制の妥当性を監査します。

8. 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項

「監査等委員会室」を設置し、監査等委員会を補助すべき従業員を配置するものとします。また、監査等委員会は、職務の執行に必要な場合は、業務監査セクションの所属員に職務の遂行の補助を委嘱できるものとします。「監査等委員会室」の所属員および委嘱された業務監査セクションの所属員は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）から独立して、監査等委員会の指示に従うとともに、監査等委員会から指示を受けた職務を遂行する上で必要な情報の収集権限を有するものとします。また、当該所属員の人事異動及び人事考課については、監査等委員会の事前同意を得るものとします。

9. 監査等委員会への報告に関する体制

(イ) 当社の取締役及び従業員が監査等委員会に報告するための体制

会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正もしくは法令・定款違反等について取締役は監査等委員会に報告し、従業員は、直属上長及び業務監査セクションに報告いたします。また、監査等委員会が必要と認めた場合、取締役及び業務監査セクションは業務内容等について監査等委員会に報告いたします。

(ロ) 子会社の取締役・監査役及び従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制

子会社の監査役は当社の監査等委員が兼務し、子会社の取締役会に出席いたします。また業務監査セクションは定期的子会社の業務監査及び内部統制監査を実施し、当社の監査等委員会に監査結果を報告いたします。

(ハ) 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

業務監査セクションは、監査等委員会と連携して、監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けていないかを監視いたします。

10. 監査等委員会の職務の執行について生じる費用に関する事項

監査等委員会の職務の執行について生じる費用等については、監査等委員会の請求に応じすみやかに支払う体制としております。

11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会の円滑な情報収集のため、当社及び子会社の重要情報の報告体制の整備を行います。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には毅然とした態度で臨み、取引関係その他一切の関係を持たないことといたします。

実際の対応に当たっては、総務セクションを統括部署とし、警察、企業防衛対策協議会など外部専門機関との連携を密にして反社会的勢力に関する情報の収集、管理、周知を行うものとしております。

